

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成28年 1月 1日制定
一般社団法人 宮城県民間社会福祉振興会

一般社団法人 宮城県民間社会福祉振興会（以下「本会」という。）は、番号法に定められた特定個人情報等の重要性を深く認識し、適正な取扱いの確保と安全な管理について、組織として取り組むため、以下のとおり「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、徹底を図ります。

1. 事業者の名称

一般社団法人 宮城県民間社会福祉振興会

2. 関係法令、ガイドライン等の遵守

本会は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、その他の規範を遵守し、特定個人情報等の取扱いを適正に行います。

3. 安全管理措置に関する事項

本会における特定個人情報等の利用目的、取得、利用、保存、提供、削除、廃棄方法、取扱責任者、取扱担当者及び各安全管理措置等に関する事項について、取扱規程を定め適切な安全管理措置を講じ対応いたします。

4. 継続的改善

本会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、適用される法令及びガイドラインの変更があった場合は、速やかに本基本方針及び取扱規程等について、継続的な改善に努めます。

5. 質問および苦情処理等の窓口

本会における特定個人情報等の取扱いに関するお問合せ等については、下記までご連絡下さい。

法人所在地：〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-9-8 日宝本町ビル 201 電話番号：022-227-5535 / F A X : 022-227-5151 メールアドレス：mshinkoukai.s@nifty.com
--

特定個人情報の利用目的について

平成28年 1月 1日

一般社団法人 宮城県民間社会福祉振興会 理事長

一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会（以下「本会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報の利用目的を公表する。

1. 特定個人情報の利用目的の範囲

個人番号を利用することができる範囲として、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定（番号法第9条）しており、本会が番号法の規定の適用を受け、職員又はその家族、外部の個人から個人番号の提供を受けて行う事務は以下の目的で利用する。

- （1）職員等に係る源泉徴収票の作成事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
- （2）報酬、不動産使用料等の支払調書作成事務
- （3）配当又は剰余金の分配に係る支払調書作成事務
- （4）上記に付随して行う事務

2. 上記の利用目的以外の取扱いについて

（1）利用目的を超えた特定個人情報の利用禁止

本会は、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き、番号法第9条に定める特定の事務の範囲を超えて特定個人情報は利用しないものとし、利用目的を超えて特定個人情報を利用する必要が生じた場合は、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合については、適用しない。

- イ. 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
- ロ. 人命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合

3. 特定個人情報の提供及び第三者への提供の制限と管理

- （1）番号法第19条各号及び次に掲げる場合を除き、他人（本人と同一世帯に属する子、配偶者以外の者をいう。）の特定個人情報の提供を求めること、又は提供することを行わないものとする。
- （2）個人番号は漏洩及や不正利用の恐れがある場合を除いては変更されないこと及び個人番号についてはその当事者の厳重な管理の徹底を行うこと。